

番号：150510

国名：パレスチナ

担当：農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム

案件名：高収益農業のための農業普及改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月下旬から2015年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	農業開発・農村開発分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	パレスチナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パレスチナ自治区（以下、「パレスチナ」）において、農業セクターは、GDP への貢献度は 5.6%（2011）にとどまるものの、食糧安全保障、コミュニティ再建及び土地保全の観点から同国の安定及び発展において重要な役割を果たしている。耕作可能面積は、1.2 百万ドノム（1,200k m²）と国土の約 1/5 を占め、農業のポテンシャルは高い¹。西岸地区は内陸部に位置しており、5,655k m²の中に標高-300m から 900m の起伏に富んだ地形により多様な農業環境を有し、穀物・野菜・果樹栽培や畜産が盛んである。ガザ地区は地中海に面した 365 k m²程の狭いエリアであるが、果樹栽培やグリーンハウスを有効活用した集約的な野菜栽培、畜産、漁業が営まれている。

他方、パレスチナでは、イスラエルの占領政策による移動および物流の制約や地下水取水量の制限（西岸地区のみ）が存在し、長時間輸送および検問所での留め置きによる農産物のロスによる損害の発生、動制限による圃場での作業時間の拘束といった問題が発生している。加えて、農業資材へのアクセス不足から来る生産コストの増加等により、収益性が低下する例も散見される。

上記課題に対し、パレスチナ政府は、中央省普及総局および各県の農業局に配置されている普及員を通じて、農民の農業収益性改善を目指した普及サービス活動により改善を図っている。しかしながら、ドナーの支援物資配布やドナーから依頼された情報収集を行うなどの業務が多く、農家へ指導する技術が農家のニーズに即していないことや農家訪問頻度が低いことなどから、農家側が満足するサービスを提供できていない。

かかる状況の下、JICA は 2011 年より「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト（EVAP）」を実施し、ヨルダン渓谷地域 3 県を対象として、市場志向型の営農・技術指導を実践できるような普及業務改善のための支援を実施している。その結果、同地域をモデルとした「EVAP 普及パッケージ」³が纏められている。パレスチナ農業省側は、同パッケージの有効性を高く評価し、同パッケージによる市場志向型の営農指導をパレスチナ全域に広めるべく、我が国に対し、「高収益農業のための農業普及改善プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトについて、パレスチナ側関係機関との協議、現地調査を通じての協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析、協力計画の策定を目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年8月中旬～下旬）

①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）し、担当分野に係る調査計画・方針（案）の検討を行う。

②現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じパレスチナ側関係機関（農業省及び関係機関）に対する質問票（案）（英文）を作成し、JICAパレスチナ事務所等を通して配布する。

¹ National Agriculture Sector Strategy (2014-2016)

耕作可能面積のうち、西岸地区が 90%、ガザ地区が 10%を占めている。

² JICA 国別基本情報（2012）

³ 「EVAP 普及パッケージ」は、農家自身が収益性に基づいた判断を行い、農家自身が収益性改善に向けた一歩を踏み出せるようにするための技術や情報を提供する農業普及サービス。パレスチナの農家は技術レベルが高いため、新たな技術の導入・検証をベースとして生産性向上・収益改善を図るパッケージとなっている点特徴。西岸地区・ガザ地区で利用されるパッケージとするためには、内容の見直しや普及員・専門技術員の普及活動能力向上が必要とされている。

- ③調査方針及び収集した情報等を踏まえ、PDM (Project Design Matrix) (案)、PO (Plan of Operations) (案) 及び事前評価表 (案) の担当分野の関連部分を検討する。(和文)
- ④調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年8月下旬～9月中旬)

- ①JICAパレスチナ事務所等と打合せを行う。
- ②パレスチナ側関係機関との協議及び現地調査⁴に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。なお、10.(5)②記載のとおり、本業務に先行し、ジェンダー分野を中心とした分析調査2件を実施予定であるところ、同調査の結果も参照のうえ、本業務を行うこと。
- ③質問票回収やインタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料の収集を行う。
 - (ア) 開発計画および農業・農村開発、地域振興政策等関連政策における本プロジェクトの位置づけ
 - (イ) 先方関係機関、特に実施機関の組織体制(人員、予算、所管事項、業務内容等)と関連する法制度
 - (ウ) 関連セクターにおける他ドナー・機関の援助動向
- ④評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、結果を取りまとめる。
- ⑤収集資料の整理・分析、資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ⑥プロジェクト開始までのスケジュール、先方負担事項及びプロジェクト開始までに双方が取るべき措置についての検討に協力する。
- ⑦調査結果及びパレスチナ側との協議・調査団内協議結果の取りまとめおよびPDM案、PO案(いずれも和文、英文)、事業事前評価表(案)(和文)の修正に協力する。
- ⑧パレスチナ側と締結するM/M (Minutes of Meeting)案、R/D (Record of Discussions)案(いずれも英文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果をJICAパレスチナ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年9月下旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文)作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)、(2)とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 事業事前評価表(和文)

上記(1)、(2)については電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

⁴ 本プロジェクトの対象地域については、本調査を通じて検討・確定する予定であるが、パレスチナ政府からはパレスチナ全域(西岸地区およびガザ地区)を対象とすることを要望されていることから、本調査期間中の現地調査訪問先についても両地区を訪問する可能性がある(現地調査訪問先については、本調査日程詳細を検討する過程で当機構にて決定予定)。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

(3) 一般管理費等の上限加算

パレスチナに関する業務については、治安状況鑑み一般管理費等率の基準（上限）を10%加算します。

(4) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照願います。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年8月28日～2015年9月18日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

総括責任者として、調査の取りまとめを行ない、業務の円滑な推進を図り、R/D案を添付したM/Mへの署名を行う。

イ) 市場志向型農業 (JICA)

担当分野に係る情報・資料を収集・分析・考察の上、その結果を取りまとめ、本プロジェクトの協力内容を検討・提案する。

ウ) 協力企画 (JICA)

関係者間での調整・折衝等を行い、パレスチナ側関係者との協議に参加し、総括とともに最終協力枠組みにおける両国の合意形成を図る。

エ) 評価分析 (コンサルタント)

7. 業務の内容 に記載のとおり。

③ 便宜供与内容

当機構パレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

あり（英語⇄アラビア語）

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料はJICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム（連絡先：03-5226-8437、Asaoka.Makiko@jica.go.jp、担当者：浅岡真紀子）より電子データにて入手可能です。

- ・要請書
- ・パレスチナ国「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」終了時評価調査報告書
- ・パレスチナ国「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」業務完了報告書案
- ・SHEPアプローチ⁵に係る調査研究結果（小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書案）

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5) その他

- ①市場志向型農業分野のプロジェクトの評価経験があることが望ましい。
- ②本業務に先行し、「パレスチナ・ヨルダン国2015年度国別ジェンダー情報整備調査(ジェンダー分析)」によるパレスチナにおける各セクターでのジェンダー分野の分析調査（2015年8月23日～9月6日）および「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト（EVAP）」におけるジェンダー分野の取組、成果、課題を中心として分析する調査（2015年8月14日～8月28日）を行う予定である。ついては、本業務を効果的に実施するため、左記2件の調査結果報告内容（当機構より共有予定）も参照のうえ、本業務を行うこと。
- ③業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④現地の治安状況等により、派遣の期間短縮、延期、中止の可能性もある。

以上

⁵ 当機構はケニアにおいて小規模園芸農家を対象に、市場志向型の農業普及を目指す技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP、2006-2009年）」および「小規模園芸農人組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP、2010-2015年）」を実施してきたが、両プロジェクトでは、農家に「作ってから売る」から「売るために作る」への意識改革を起こし、それを農家自ら実践するための各種支援活動を行った結果、対象農民の所得向上という成果を上げている。このケニアで成果をあげている手法や考え方を SHEP アプローチと呼んでいる。